

OSSライセンスとは ～著作権を権原とした解釈

CRIC受賞論文の概要をご紹介します。

2016年11月6日(日)
OSSライセンス姉崎相談所
姉崎章博

OSSライセンス姉崎相談所 <http://www.osslicense.jp/> は



OSSライセンス 姉崎相談所

The OSS license Office
of ANEZAKI

河津桜
と
ウグイ
ス色の
メジロ

ツイート

2016年11月6日(日)

[OSC2016 Tokyo/Fallで講演します - OSSライセンスとは～著作権を権原とした解釈 CRIC受賞論文の概要をご紹介します。](#)

2016年9月11日

[ユーレイミカのOSSライセンスお勉強の旅 - 第1回 ユーレイのミカでちょ 公開](#)

2016年8月26日

[OSSライセンスとは～著作権を権原とした解釈 - 「第9回著作権・著作隣接権論文」佳作入選論文の改訂版](#)

2014年12月18日

[「OSSライセンス=契約」という誤解を解く - @IT:OSSライセンスで案件を指定する権利はどこからくるのか?](#)

PROFILE

姉崎 章博 , Akihiro ANEZAKI

Twitter
東京都

お問い合わせはメールでお願いします。
[e_anne\(at\)kna.biglobe.ne.jp](mailto:e_anne(at)kna.biglobe.ne.jp)

公益社団法人著作権情報センター(CRIC) 第9回著作権・著作隣接権論文募集 で
佳作入選した「OSSライセンスとは - 著作権法を権原とした解釈」論文(改訂版)を
公開するために、この8月に立ち上げた姉崎個人のサイト。

∴@ITの連載と同じく、個人で執筆したものだから。

OSSライセンスは

「著作権によって、利用の許諾の条件が示
されたものである」

と解釈することの妥当性について
検討した論文です。

なぜ、検討したのか？

商用ソフトウェア(プロプラ・ソフト)の
ソフトウェア・ライセンスと同じ視点で解説し、
OSSライセンスを「ライセンス契約」として
解説しているものが多く、
誤解を招いているから。

つまり、OSSライセンスの条文は、

契約の債権を権原として書かれたものではなく、

著作権を権原として書かれたもの

として扱うことにより、

より適切に理解できることを提示したい

という趣旨の論文でした。

そもそも、「ライセンス」とは何か？

ラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す

“licentia”という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英國の判決で、なんら

財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、

ライセンスが行わなければ違法になる行為を

合法にすることであるとの定義が現れる。

金子宏直. (2007). Section 1 ライセンス概論. 著: 梶山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太(編),
ビジネス法務大系 I ライセンス契約 (ページ: 1-28). 日本評論社.

ライセンス自身がライセンサー/ライセンシー間 の「契約」である必然性はない

他人に利用を許諾(ライセンス)するために、

必ず「契約」が必要なわけではない。

ライセンスが提供される形態の一つに

契約があるに過ぎない。

「ライセンス」と「ライセンス契約」

を混同している人が多い。

論文執筆後に気がついた！

単独行為でもない

論文で「契約」でなく「単独行為」と

述べたのは間違いだった！

「法律行為」は「契約」「単独行為」「合同行為」と分類され

OSSライセンスは、「契約」ではなく、単独の「意思表示」

つまり、「単独行為」と述べていた。しかし、ライセンスは

「なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をしない」(前述)

のだから、「法律行為」つまり「単独行為」ですら無い。

ライセンスは、一方的な許諾であり、

(契約などの)債務などではない

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

Transcript of Eben Moglen at
the 3rd international GPLv3
conference; 22nd June 2006



<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html> での回答。

“licentia”のラテン語は、なんと、ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)のこと

一方的な許諾：PostgreSQL License 参考日本語訳

http://wiki.postgresql.org/wiki/FAQ/ja#PostgreSQL_License
※"distribute"の訳だけは「配布」から「頒布」に変更

本ソフトウェアおよびその文書一式は

上記の著作権表示と、

この文章および

これに続く二つの段落が

全ての複製に添付されている限りにおいて、

使用、複製、修正および頒布の許可を、

いかなる目的であっても、

無償でかつ同意書無しに

行なえることをここに認めます。

許諾する条件

許諾する行為

契約行為を望んでいない

一方的な許諾：FreeBSD Copyright 参考日本語訳

<https://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license.html> ※"distribute"の訳だけは「配布」から「頒布」に変更

ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、
変更の有無に関わらず、
以下の条件を満たす限りにおいて、
再頒布および使用を許可します：

許諾する行為

1. ソースコード形式で再頒布する場合、
上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定
を必ず含めてください。

ソース形式で
許諾する条件

2. バイナリ形式で再頒布する場合、
上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定
を、頒布物とともに提供される文書 および/または
他の資料に必ず含めてください。

バイナリ形式で
許諾する条件

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第1条ソースの複製

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> ※"distribute"の訳だけは「配布」から「頒布」に変更

1. それぞれの複製物において適切な**著作権表示**と
保証の否認声明を目立つよう適切に掲載し、またこ
のライセンスおよび一切の保証の不在に触れた告知
すべてをそのまま残し、
そしてこのライセンスの複製物を『プログラム』の
いかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する
限り、

ソース形式で
許諾する条件

あなたは『プログラム』のソースコードの複製物
を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布
することができる。

許諾する行為

媒体は問わない。あなたは、物理的に複製物を譲渡するという
行為に関して手数料を課しても良いし、希望によっては手数料
を取って交換における保護の保証を提供しても良い。

一方的な許諾：GNU GPLv2

参考日本語訳 第2条 二次著作物の頒布

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> ※“distribute”的訳だけは「配布」から「頒布」に変更

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を

上記第1条の定める条件の下で

複製または頒布することができる。

ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない：

a) 【省略】

b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その**全体**をこのライセンスの条件に従って第三者へ無償で利用許諾しなければならない。

c) 【以下省略】

許諾する行為

ソース形式で

許諾する条件1

ソース形式で

許諾する条件2

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第3条バイナリの頒布

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> ※"distribute"の訳だけは「配布」から「頒布」に変更

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。

バイナリ形式で

許諾する条件1

許諾する行為

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない：

a)著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。

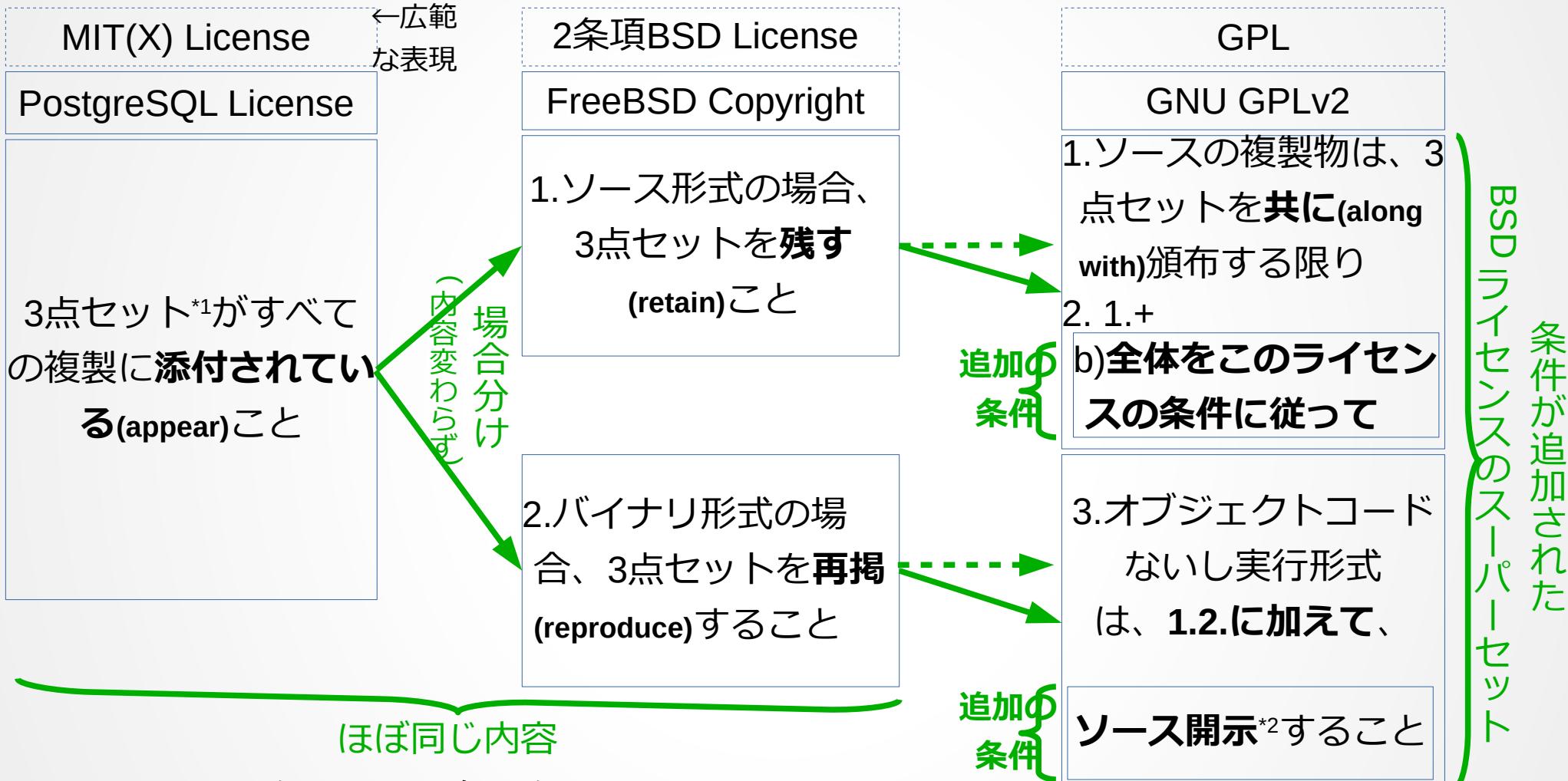
ただし、【中略】あるいは、

b)著作物に、いかなる第三者に対しても、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを、頒布に要する物理的コストを上回らない程度の手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。ただし、【以下省略】

バイナリ形式で

許諾する条件2

(論文未記載) 再頒布を「許諾する条件」の構成的比較



*1:著作権表示、条件本文、免責条項(責任限定規定)の3点。

*2: 「a)ソースコードを添付(Accompany it with)、または、b)3年間は有効な書面になった申し出を添える(Accompany it with)」ことを、私はまとめて「ソース開示」と呼んでいる。

勝手に誤解して、ありもしない問題を議論している？

15 情経第907号 平成15年度電子商取引関連基盤技術開発実証事業
「オープンソフトウェアの法的諸問題に関する調査 調査報告書」での2点
平成15年11月（平成17年2月改訂）. (財) ソフトウェア情報センター.

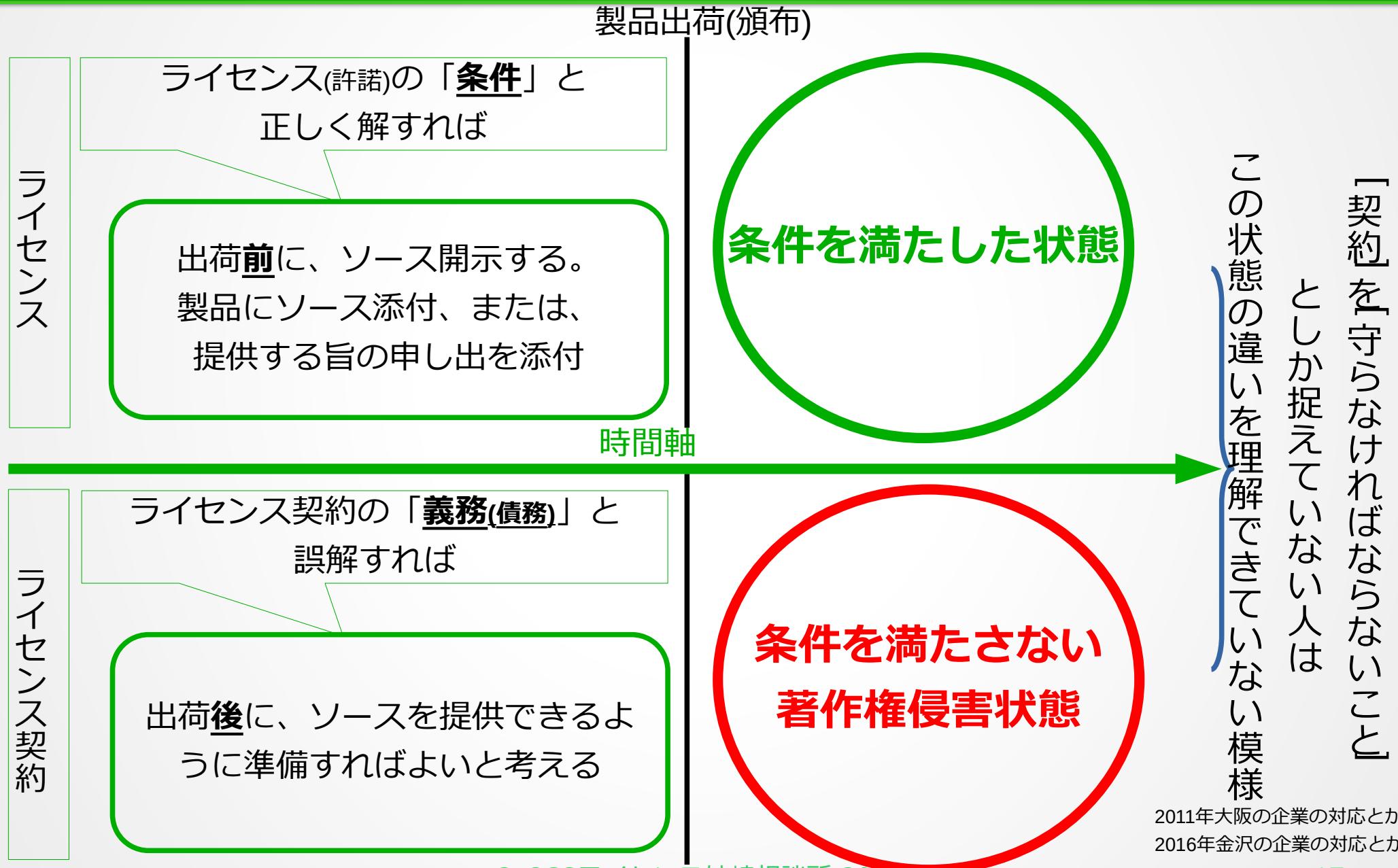
1. GPL は、ライセンス契約として有效地に成立しているのか

- ↑ 「ライセンス」を「ライセンス契約」と捉える勘違い
- ライセンス(許諾)の「条件」と解せず、契約の「債務(義務)」と誤解している
- 「GPL のOSS を含む製品を販売するとソース開示の義務が発生する」と多くの人が誤解てしまっている。

2. "derivative work" (派生的著作物) について独自の定義をしているのか

- 独自の定義などしていない
- GPL は著作権行使のライセンス(許諾)だから、著作物単位で述べている
- 契約であるソフトウェアライセンスの一種と誤解している人は、多くの著作物を含むパッケージ単位で捉え、勝手に混乱している。

「ライセンス」を「ライセンス契約」と勘違いすると



GPLを契約と解していると不誠実な対応をしかねない

貴社及びキャリア様経由でバイナリが頒布され、
バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、
現在ではソースコードが入手できません。

お金は？支払わないで持ち出すと
万引きだよ、と指摘しても

このような状況は、GPLv2のライセンスと照らし合わせて問題は無いのでしょうか？

問題ない場合は、GPLv2ライセンスのどの条項を元に公開が遅れても良いとしているのか
お教え願います。

→ 「条件を満たしていない(つまり、著作権侵害=GPLv2違反)」という指摘を受けても

社内対応を急いでおり
順次 アップデート版GPLソースを公開させて頂きますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。

工面を急いでおり、
しばらくお待ちください。
(言えば文句無いんでしょ)
と開き直ったかのような対応

尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせて頂きます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願ひいたします。

→ 「義務(約束)は悉々と遵守させていただきます」という、
既に著作権侵害を犯しているという自覚の無いと思われる対応をしてしまう。

論文執筆後に気がついた！弁護士が契約というナンセンスな理由

論文では「遵法意識をあおるためではないか」と推測したが
「GPLはEnforcementか」という命題への呪縛の模様。

その命題とは「GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合
裁判所が『GPLの方法により、ソースコードを公開せよ』と
命じることができるか」が重要と(今も)考えているらしい。

裁判の結果を心配して、著作権侵害を犯してしまうより、
「GPLは著作権行使の許諾」と解し、
著作権侵害とならないように、
許諾条件を満たすことを我々は考えるべき！

GPLの対象範囲は、当然、権利のある著作物の範囲

- 「対象範囲」、×「適用範囲」：条文で適用対象を決めているわけではない。
契約ではないのだから、勝手に決める話ではない。
著作権のある著作物の範囲が対象。条文での記載は定義ではなく、その解説。

GNU GPLv2の例：「利用許諾契約書」「契約書」は「ライセンス」に置換している。

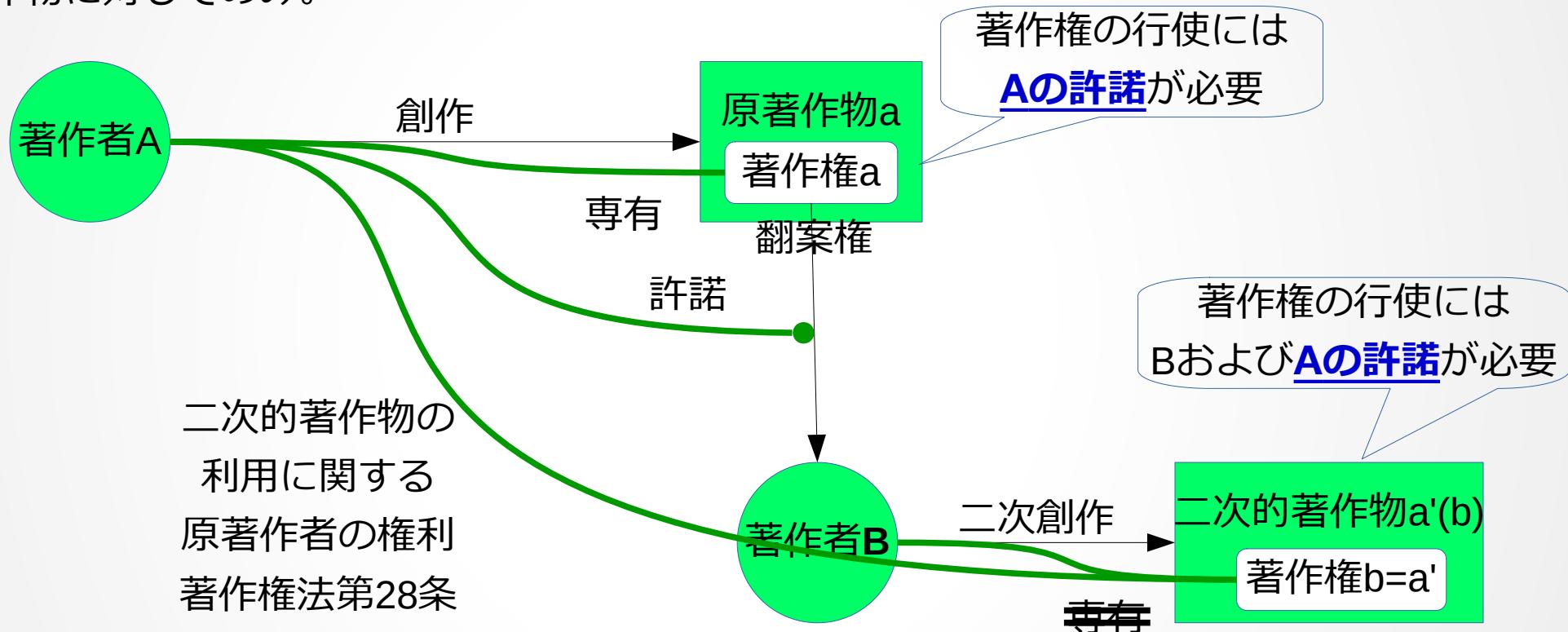
第0条 このライセンスは、
そのプログラム(またはその他の著作物)をこのGPLの定める条件の下で頒布できる、という
告知が著作権者によって記載されたプログラムまたはその他の著作物全般に適用される。
以下では、「『プログラム』」とはそのようにして
このライセンスが適用されたプログラムや 著作物全般を意味し、
また「『プログラム』を基にした著作物」とは
『プログラム』やその他著作権法の下で派生物と見なされるもの全般を指す。
すなわち、『プログラム』かその一部を、全く同一のままか、改変を加えたか、あるいは他の言語に翻訳された形で含む著作物のことである
(「改変」という語の本来の意味からはずれるが、以下では翻訳も改変の一種と見なす)。

※ "derivative work" (派生的著作物) は、単に派生物ともいう。
日本の著作権法では、二次的著作物。

2. "derivative work" (派生的著作物) について独自の定義をしているのか の愚問

著作者の著作権があるのは、原著作物・二次的著作物

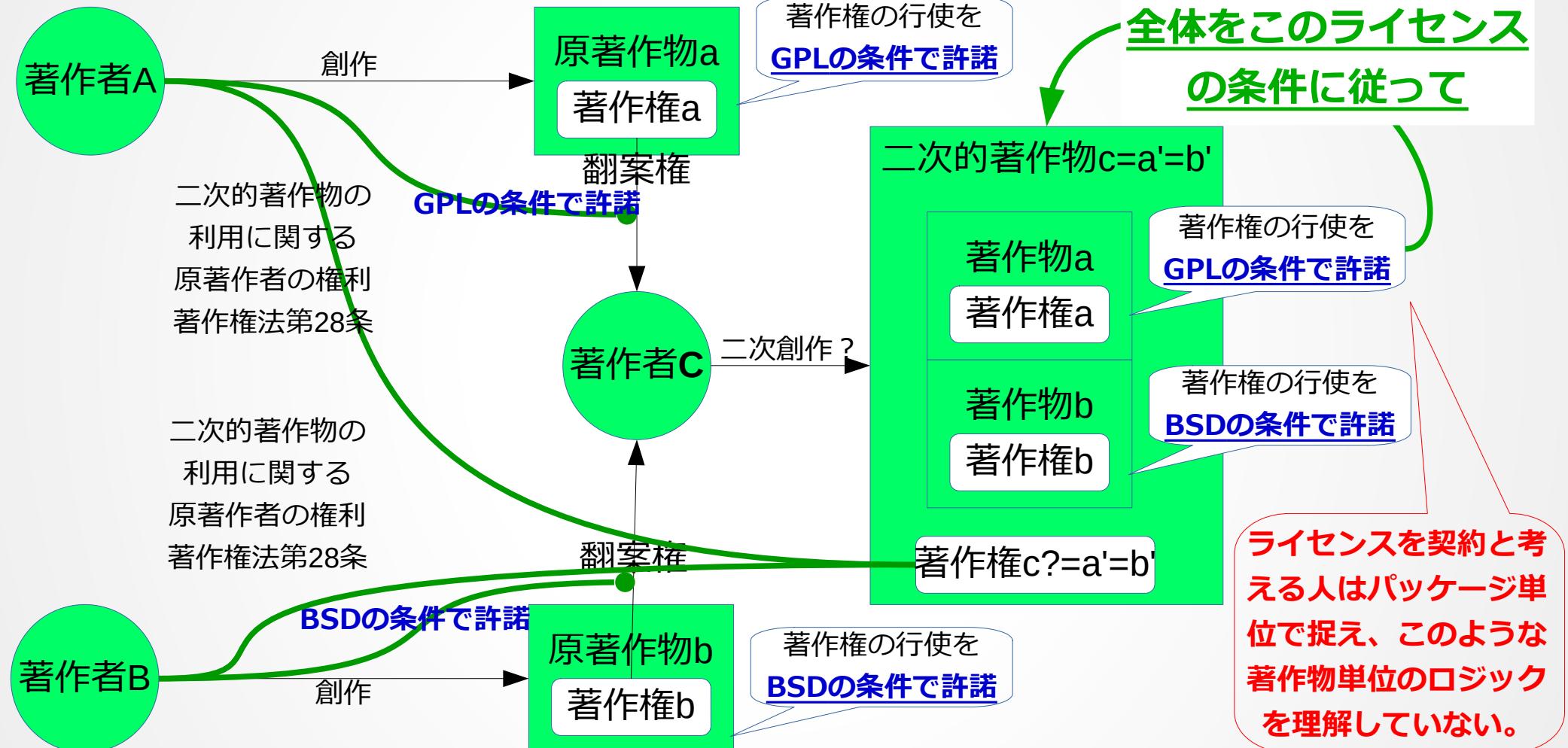
当然、著作者が著作権の行使(例えば頒布などでの複製権の行使)を許諾(ライセンス)できるのは、その著作物に対してのみ。



「Aの許諾」が、BSDライセンスであろうと、GNU GPLであろうと、二次的著作物でも有効。二次的著作物で有効なのは、GPLだからではなく、著作権法第28条による。

結合著作物という二次的著作物

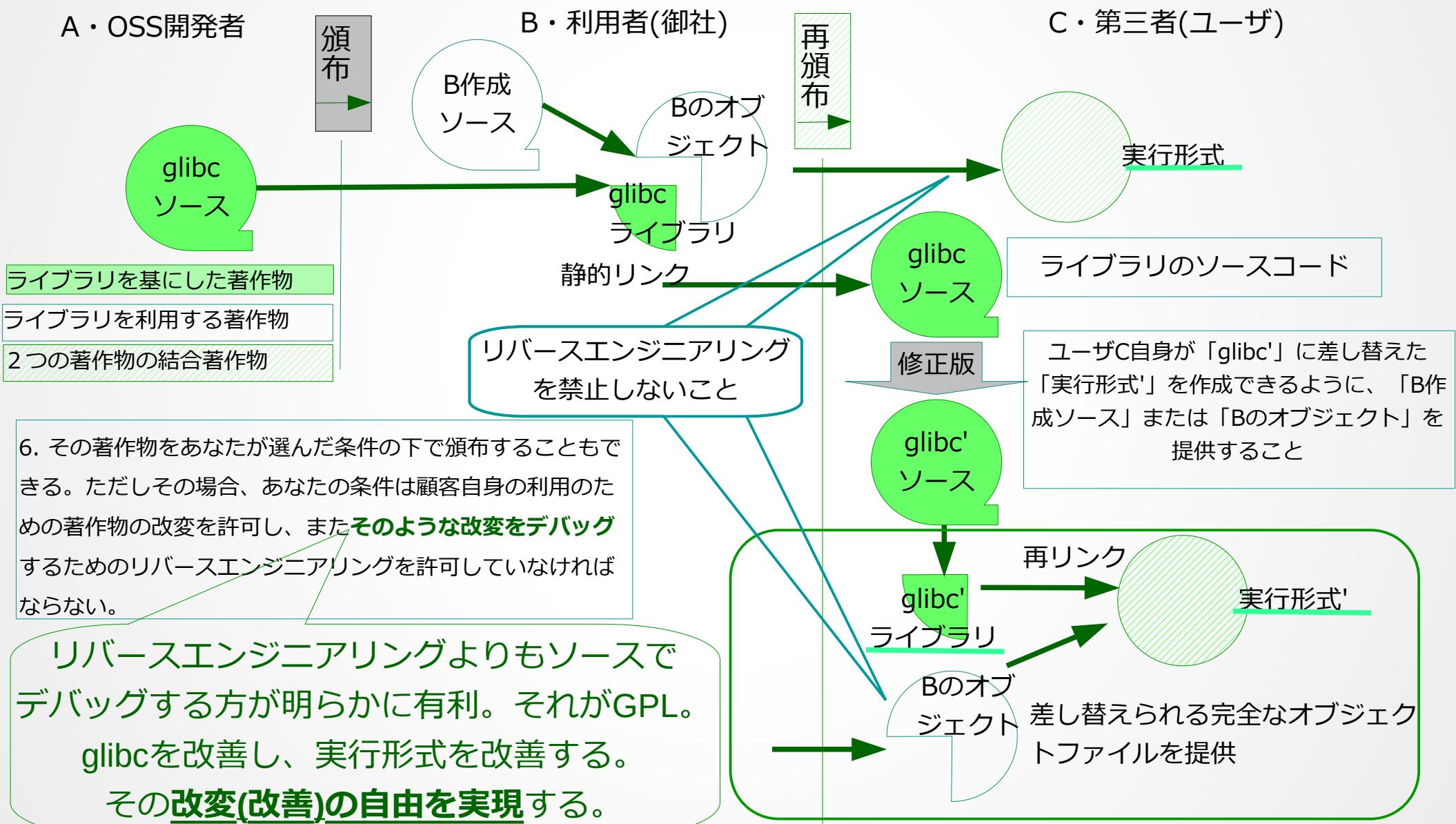
- 歌謡曲は、歌詞と曲の結合著作物。
- 二次的著作物cは、著作物aと著作物bの結合著作物。



- 著作権aの条件により、著作物cの条件もGPLが条件。著作物bのBSDの条件は変わらない。
- 従って、GPLv2第2条b)は、サブセットのライセンス条件に対してのみ成り立つ。両立性の問題

結合著作物に同じ条件が必要な理由が GPLv2.1第6項に見える

6. a) ソースコードを添付する。実行形式ならば、著作物を完全かつ機械読み取り可能な「『ライブラリ』を利用する著作物」のオブジェクトコードあるいはソースコード(どちらかでも可)と一緒にし、ユーザが『ライブラリ』を改変した後に再リンクして、改変された『ライブラリ』を含む改変された実行形式を作成できるようにする。



著作権の社会性 -半田正夫「インターネット時代の著作権」丸善,2001,p52

日本国著作権法 第一条 この法律は、…もって文化の発展に寄与することを目的とする。

著作者は著作物の作成にあたって必ずなんらかの形で先人の文化遺産を摄取し、これをベースにしているはずである。

とするならば、

新たに作成された著作物も一定の間は創作した人へのご褒美として権利を与え、その独占的利用を認める必要があるが、
その時期以降はすべての人間に開放して、後世の人々が先人の文化遺産のひとつとして自由に利用できるようにしなければならない。

(中略)

また、著作物はそれを作成した著作者個人のモノであることには間違いないが、見方を変えると、それは国民全体の共通財産として的一面をもっているともいえる。
したがって、たとえ保護期間内であっても、

一定の範囲内での自由利用を国民に認めることは

その国の文化の発展にぜひとも必要なことといわなければならない。

OSSライセンスは、この「保護期間内の自由利用を積極的に推進する」著作権の許諾条件と言える

このように改変の自由を実現する方向に、著作権を行使する手法を
「コピーレフト」という。

“Copyleft is a general method” 「コピーレフトとは、(中略)一般的な手法の一つです。」

出典：コピーレフトって何? <http://www.gnu.org/copyleft/copyleft.html>

「自由」について

ただ自由自在とのみ唱えて**分限**(ぶんげん)を知らざればわがまま放蕩に陥ること多し。

(中略)自由とわがままとの界(さかい)は、他人の妨げをなすとなさざるとの間にあり。

何の制限もないことが眞の自由というのは、単なる「わがまま」

福沢諭吉「学問のすすめ」

GNUが言う自由ソフトウェアとは?

<http://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、著作権を元にしています。

そして著作権によって課することができますの要求には**制限**があります。

GNUも**分限を知った制限のある「自由」**を述べており、
「契約自由の原則」のような要求をしているのではない

著作権を理解してOSSを積極的に活用しましょう

- 著作権を理解せずにOSSをリスクの対象と捉え、
- 使えるOSSを使わずに無駄に開発することは、
- いたずらに生産性を落としていることになります。
- 文化の発展、技術の発達のためには、
- 先人の遺産を正しく摄取した上で
- 新たな価値のあるプログラムを生み出しましょう

OSSライセンス姉崎相談所

今回、ご紹介したCRIC受賞論文の他、

こんなマンガ⇒

でなんとか著作権やOSSライセンスの理解の助けになる情報をご提供しています。

<http://www.osslicense.jp/>

是非、一度ご訪問ください。

